

# ウクライナへの支援のための FIP 募金への支援金募集について

2022 年 3 月  
日本薬剤師会

国際薬剤師・薬学連合（FIP）では、FIP 加盟団体である All-Ukrainian Pharmaceutical Chamber（ウクライナ）の要請を受け、世界中の薬剤師にウクライナの支援を呼びかけています。FIP では、ウクライナへの支援の手段として募金を立ち上げ、寄付を募っています。

本会では、FIP の募金への協力を通じて、ウクライナの薬剤師等に対する人道的支援を行うことにいたしました。

## 支援金募集について

### 目的：

ウクライナの薬剤師等に対する人道的支援のため。

### 支援金の送金先：

金融機関名                    ゆうちょ銀行（郵便局備付用紙利用の場合はご記載不要です。）

郵便振替貯金口座        00130—1—35238

口座名義                    公益社団法人日本薬剤師会

※ゆうちょ銀行以外の金融機関からのご送金の場合は、支店名    〇一九店（支店コード 019）及び預金種別（当座）のご記載も必要となります。口座番号は 0035238 となります。

※払込取扱票等の通信欄に「ウクライナ支援金」である旨ご記載下さい。（通信欄がない場合は払込人名の前に「ウクライナシエン」と付記して下さい。）

※恐縮ながら払込料金は各自のご負担でお願い申し上げます。

### 支援金の取扱い期間：

2022 年 3 月 22 日から当分の間（第一次締切：2022 年 4 月末日）

### 支援金の取扱い方法：

本会から FIP の募金口座にウクライナに対する支援を目的とした支援金を振り込みます。FIP 募金口座に振り込まれた募金は FIP により All-Ukrainian Pharmaceutical Chamber（ウクライナ）に送金されることになっております。

※期間中に FIP による募金が終了した場合には、同様の支援先に寄付させていただき、支援先については改めて当ページにてお知らせいたします。

### 募集結果の報告：

都道府県薬剤師会に報告するとともに、日本薬剤師会雑誌並びにホームページに掲載いたします。

## 支援金の税法上の取扱いについて

このたびの支援金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。個人の方は寄附金控除（所得控除）、法人の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入ができます。領収書が必要な方にはご希望に応じて発行いたしますので、次ページの「特定公益増進法人に対する寄附金 領収証発行依頼書」に必要事項をご記入の上、日本薬剤師会 会計・厚生課までFAX（03-3353-6270）でお送り下さい。着金確認後、ご記入の住所へ領収証をお送りいたします。

なお、寄附金控除等については国税庁のホームページをご覧ください。管轄税務署等にお問い合わせ下さい。

## 問合せ先

支援金募集についての問合せ先

日本薬剤師会 学術業務課 TEL 03-3353-1170（代表）

支援金の振込みに関する問合せ先

日本薬剤師会 会計・厚生課 TEL 03-3353-1190 FAX 03-3353-6270

〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 四谷安田ビル 7階

## 個人情報保護方針

本会の個人情報保護方針はこちらをご覧ください。 <https://www.nichiyaku.or.jp/policy/index.html>

### 【参考】概要

国際薬剤師・薬学連合（FIP：International Pharmaceutical Federation）

本部：オランダ ハーグ

世界各国・地域の薬剤師会・薬学関係団体（146団体）、薬学教育機関、及び薬剤師、薬科学者、薬学教育関係者等の個人会員が参加する国際団体。1912年設立。

All-Ukrainian Pharmaceutical Chamber

本部：ウクライナ キエフ

